

ヶ所(其中既設二十七ヶ所)巡回看護班四十一班を組織經營するものとし、既設の機關は之を復舊擴張し、其他は新設として實行豫算を編成したるも、更に實施に當りては、當時急速に變化する周圍の情況、敏速實施の便否等に依り、又努めて豫算の節約を圖り、結局臨時事業施行期間たる大正十二年九月一日より翌年六月末日に至る十箇月間に於て、其作業繼續には各長短の差はあるも、苟も一度實行に現れたる機關は全體に於て次の如くであつた。

東京府

病院五院	一六〇五床	(既設二院二五〇床、協調會より新設)
産院二院	二五〇床	(新設)
乳兒院一院	一五〇床	(新設)
姪產婦保護所四ヶ所	三六床	(新設)
診療所	六ヶ所	(既設六ヶ所中四ヶ所は罹災焼失したもの再興)
巡回診療班	九班	(既設八班、新設一班)

神奈川縣

病院三院	三五〇床	(既設診療所擴張一、協調會より繼承、新設一)
診療所	一ヶ所	(新設)
診療班	八班	(新設)

千葉縣

診療所二ヶ所病床一〇床(新設)

東京府委託

診療所二十八ヶ所(罹災復興十二ヶ所其他新設)

肺結核患者委託收容一〇二床(他の收容所に委託に付設備なし)

合計

收容機關十六ヶ所病床二千五百三床

外來診療所(班)九十四ヶ所

(但各收容機關にて外來診療を取扱ふものを合すれば百九ヶ所と
なる)

外に巡回看護班十班

右の内震災後歯科開業醫師の罹災に因り、同病者の應急治療施設を必要と認め、之が設備を爲したるもの病院四箇、診療所十九箇所を算へた。

當時東京市の状況に就て見るに、罹災焼失病床推定七千五百床に對し、臨時設置病院の病床中越年計畫のものは、本會の分を除きて左表の中く五千六十床であつて、尙二千四百四十床の不足を呈して居つた。罹災後東京市の人口は一時減少したるも、隣接町村は俄に人口を増して居るし、且震災前には自宅にて療養の出来た患者も、焼跡の「バラツク」では病人の臥所にも困ると云ふ有様であるし、又罹病率も災前に比して多いと見るのが至當で、結局罹災後の東京には災前と略同數の病床を必要と認めて、之に應する計畫をするといふ事は機宜に適したものと認め得るのである。

又外來診療所は千二百餘人の罹災開業醫師の復興を見る迄は、中間施設として相當に必要であつた事は云ふ迄もない。横濱以下に於ける情況は之に連じて更に一層甚しきものであつた。

東京市	經營者	普通病床	傳染病病床	小產兒科病床	計
		一、三〇〇		六〇〇	
				二五〇	
				二、一五〇	

	總	協	帝	規
計	日本赤十字社	國大學生會	調	庭
二、六五〇	一、三五〇	一	一	一
一、八六〇	一一〇〇	一六〇	三〇〇	六〇〇
五五〇	三〇〇	一	一	一
五、〇六〇	一、八五〇	一六〇	三〇〇	六〇〇

箇々の機關の名稱所在地等は次表の如くであつた。

財團賜濟生會臨時救療機關一覽表

第二編 第三章

東京府委託

第六	巡回看護班	同	町方面	下谷區入谷
第七	巡回看護班	同	四谷區番衆	
第八	巡回看護班	同	京橋區月島	
第九	巡回看護班	同	本所區外手	
第十	巡回看護班	同	町方面	
		バラック方面	芝區芝離宮	
六四	六二	六二	六一	六一
月	月	月	月	月
二	二	二	二	二十
十一	十一	十一	九	十一
日	日	日	十	日
八一	一四〇	一四〇	一六三	一六一

名稱	所在地	成立設	收容力	日續數續
臨時富崎診療所	神奈川縣橫濱市南太田町小港	新設	一百〇	二五七
臨時那古船形診療所	同	同	三十	日續
千葉縣蒲賀診療所	同	同	五十一	數續
千代崎診療班	同	同	五十二	
磯子診療班	同	同	五十三	
藤棚診療班	同	同	五十四	
神奈川新町診療班	同	同	五十五	
小田原診療班	同	同	五十六	
浦賀診療所	同	同	五十七	
同	同	同	五十八	
同	同	同	五十九	
同	同	同	六十	
同	同	同	六十一	
同	同	同	六十二	
同	同	同	六十三	
同	同	同	六十四	
同	同	同	六十五	
同	同	同	六十六	
同	同	同	六十七	
同	同	同	六十八	
同	同	同	六十九	
同	同	同	七十	
同	同	同	七十一	
同	同	同	七十二	
同	同	同	七十三	
同	同	同	七十四	
同	同	同	七十五	
同	同	同	七十六	
同	同	同	七十七	
同	同	同	七十八	
同	同	同	七十九	
同	同	同	八十	
同	同	同	八十一	
同	同	同	八十二	
同	同	同	八十三	
同	同	同	八十四	
同	同	同	八十五	
同	同	同	八十六	
同	同	同	八十七	
同	同	同	八十八	
同	同	同	八十九	
同	同	同	九十	
同	同	同	九十一	
同	同	同	九十二	
同	同	同	九十三	
同	同	同	九十四	
同	同	同	九十五	
同	同	同	九十六	
同	同	同	九十七	
同	同	同	九十八	
同	同	同	九十九	
同	同	同	一百	

第三節 工事

震火災後の活動である自然の數として總ての機關は程度の差こそあれ、工事の手を煩さずして作業し得たるものは無い。既設の機關には忽ち應急修復を要し、次で永久的復舊工事を要した。新設擴張機關には急造建築を先務とした。縦に應用建物を使用し得たる妊娠婦保護所の如きも修復及模様替を要した。全く一時的施設にても少くも天幕を建て、板床を張るの必要があつた。協調會から繼承したる病院、警視廳から繼承したる診療班と雖も、冬季に向て或は保温に、或は採光に、何等かの工を加ふるの必要を生じた。

零碎なる工事は別とし急造建築工事のみにても其建坪五千百三坪に達した。之に費したる建築費は九拾九萬餘圓(坪當り百九拾四圓八拾九錢弱)に上り、之に附隨する電燈、給水、暖房、瓦斯其他の設備費は貳拾四萬七千六百六拾圓に上つた。

又應急及復舊工事も、屋瓦の葺き換へ室壁の塗直し等を主として、假建築其他を合し貳拾四萬六千餘圓の工費を費した。建築工事の設計は前にも述べたる如く、冬季嚴寒の候を通じて罹災傷病者を安全に收療せむが爲め、病院產院乳兒院の如き大なる機關には、蒸氣暖房装置を設置する等、防寒上充分なる注意を拂ひたる結果、比較的多額の工費を要し、概して其目的を達したるも、他面工事の進捗に於て一般に豫期を裏切り、稍遲滞するの止むを得ざるに至りたるは、一の欠點たるを免れなかつた。

建築の請負は規定を設けて指名競争入札に付し、監督は設計と共に工事部の掌る處であつた。

各所工事の坪數及工費の計數は次の表に示す通りである。

補修費	總計	摘要
一一〇	一一〇	
一、五〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇	
五七、九七・三五〇	五七、九七・三五〇	

△ノハ印ナ附シタル
タル材料ヨリシタル
以下同見積額ナリシタル
シ付額ナリシタル

患者者收容所其他建設並設備費支辦工事一覽表
(大正十三年九月一日調)

應急及復舊費支辦營繕工事一覽表 (大正十三年九月一日調)

區 分	坪 數	坪當り單價	金額
本 假事務室應急假設 自動車庫及ガソリン庫 應急假設 藥品庫應急假設 煉瓦其他取片付 各所應急及復舊 役宅應急及復舊 事務所復舊建設費 赤 羽 病 院 機關庫應急假設 各建物其他應急及復舊 麵町分院應急及復舊 横 濱 痘 院 各建物其他應急及復舊 四谷診療所應急及復舊	八二・五 四一・ 二〇・ 三〇・五〇 八一、〇五九・五八 一〇、五四二・二三 三、四五一・二四 六一〇・〇〇 四、九一六・八〇 三、五二八・六五 八、〇一〇・六六 五〇、〇〇〇・〇〇 九三、五七一・一六 七、〇〇五・五四 八六、五六五・六二 三〇、〇二八・一 二六、〇八六・七一 一、一八九・八四 二四、八九六・八七 四、三七六・八六 三、八四六・五〇	一一七・七八 一一四・八四 一三二・二〇 一九九・七五 二、五〇六・五六 九二五・九五 一〇一・ 六九・三六 九・ 一	古建物移築

區	分	坪	數	坪當り單價	金	額
小石川診療所應急及復舊各診療所取片付事務合計		七〇・三		二七四・一六 二五六・二〇 一〇、九一九・九七 二四六、〇四二・三九		七六
		一一一				
		一一一				
		一一一				

第四節 職員の補充

各機關の擴張新設に應じて臨時職員を増加した。協調會の病院や警視廳の診療班の如きは既に充員して居る儘之を繼承した。駿河臺產院は濱田病院の職員を以て充當し、信濃町病院には慶應義塾醫科大學病院から補充を受けた。其の他の機關も當時一般に罹災失業者の多い時期であつたから、職員の補充は比較的容易に行はれた。

臨時事業に從事したる人員は次の表に示すが如く、全體に於て千九百五十六名に上つた。但此計數は機關の開閉に伴つて異動したるのみなら

ず、同一機關に在つても常に多少の消長があつて、全然正確なる事は分らぬのであるが、比較的各機關の最高能率を發揮したる時に於ける現員と見れば大過なきものである。

臨時救療事業從業人員調査表

機關別	醫員	調劑員	事務員	看護婦	其他	計	備	考
本 赤 芝 麹 町 羽 病 病 院 院 部	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三二 四六	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		
下 谷 病 病 院 院 院 院 部	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三三 五四	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		
信 濃 町 病 病 院 院 院 院 部	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三三 五四	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		
濱 東 神 奈 川 病 病 院 院 院 院 部	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三三 五四	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		
赤 羽 乳 兒 院	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三三 五四	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		
除 ク 赤 羽 病 院 ヨ リ ノ 兼 勤 者 ヲ	一五 七七 六三 一七 八四 二四	一四 二二 三七 三七 六五 一四	九九 一三 七六 五八 七七	一三 一二 二一 三三 五四	一三 一二 二二 三三 五四	一四 一四 一四 一四		

機 論 別	職 員	調 査 員	事 務 員	產 護 婦	其 他	計	備 考
駿 河 臨 產 院 三 河 島 產 院 姪 產 婦 保 護 所 四ヶ 所 東 京 市 内 診 治 所 六ヶ 所 同 巡 回 診 治 班 九ヶ 班 東 京 市 外 診 治 班 四十一ヶ 班 神 奈 川 県 下 診 治 所 (班) 九 千 葉 県 下 診 治 所 二ヶ 所 東 京 市 内 診 治 所 二十八ヶ 所 同 管 理 事 務 所 合 計	一〇 二五 一八〇 一六 三三五 四一 一六 三三五 八六 一〇 二五 一二二 二〇 一 二 九 二〇 三 一三 二一三 三九 三〇 一八 一一三 一二 五〇 一〇 二二二 一八 一 二 九 二〇 三 一三 一一三 三九 三〇 一八 一一二 一二 五〇 一〇 二二二	一〇 二三 一 一 一 一 一 二 二 一 二 二 四八 一 二 二 二 一	一〇 二三 一 一 一 一 一 二 二 一 二 二 四一 一六 三三五 八六 一〇 二五 一二二 二〇 一 二 九 二〇 三 一三 二一三 三九 三〇 一八 一一三 三九 三〇 一八 一一二 一二 五〇 一〇 二二二 一八 一 二 九 二〇 三 一三 一一三 三九 三〇 一八 一一二 一二 五〇 一〇 二二二	八四 一〇 二五 一八〇 三八 一二二 八二 二三 一三 六五 一八 八二 一八 六五 一一二	古川橋出張診療所職員ハ 重複ニ付省略 地方開業醫ノ補助勤務者 ヲ除ク 兼勤者ヲ除ク		

従業員の給與は、當時業務の繁劇を考慮して相當増額するの必要を認め、

臨時加給の内規を定め、大正十二年十月から之を施行した。翌年二月から之に多少の変更を加へ、六月末迄繼續した。但臨時増員の職員に對しては加給制度を適用せず、在來の職員と權衡を保ち得る如く其本俸を定めたのである。

俸給給料手當加給率

月年 額俸 百千 二百 四百 以 下下	月年 額俸 百千 二百 四百 以 上上	月年 額俸 百千 五百 四十 百 以 上上	月年 額俸 二三 百千 四百 以 上上	本 部 職 員 十 月 ヨ リ 一 割 五 分 割	診 療 従 事 員 十 月 ヨ リ 一 割 二 分 五 厘 割	本 部 職 員 二 月 ヨ リ 五 分 割	診 療 従 事 員 二 月 ヨ リ 二 割 割
二	一	一	一	二	一	二	五
二 割 五 分	一 割 五 分	一 割 二 分 五 厘	一 割 二 分 五 厘	一 割 五 分	一 割 二 分 五 厘	一 割 五 分	一 割 二 分 五 厘
五 四 三 二 割 割 割 割	五 四 三 二 割 割 割 割	五 四 三 二 割 割 割 割	五 四 三 二 割 割 割 割	十 月 ヨ リ 一 割 五 分 割	十 月 ヨ リ 一 割 二 分 五 厘 割	二 月 ヨ リ 五 分 割	二 月 ヨ リ 二 割 割

備考 診療從事員中事務員は二月以降本部職員に進ず

臨時増置の職員の俸給は、人により各多少の差異はあつたが、概して次の標準に據つた

臨時職員俸給額標準

院 長 年俸五千四百圓	醫 剤 長 年俸三千八百圓
醫 調 制 貞 同自一千八百圓至二千四百圓	事 務 長 年俸一千八百圓至三千四百圓
事 務 貞 同月俸九十四	看 護 婦 長 月俸九十四
看 護 婦 月額五十五四	看 護 婦 人 月額四十四

又一般に十一月一日から天幕常住者に對しては、一日五拾錢の食費を給することとなつた。又各病院、產院等に於ては看護婦の夜勤に對し、夜勤手當拾錢、小夜食料拾錢を給與することに定めた。

第五節 材料其他の設備

各機關に要する器械、器具、薬品其他診療用、事務用消耗品等の材料は多種多様に亘り、之が整備補給は配給部の管掌する處であつたが、其購入は會

計部に於て取扱つた。

當時是等の材料は、罹災地に於て最も欠乏を來したのであるが、本會は震災後間もなく人を大阪方面に派遣して醫療器械を購入し、或は寢臺を米國に注文せしめ、又工事と同時に一方には寢具卓子椅子等の器材を製作せしめ、药品及治療用消耗品は、一部は臨時震災救護事務局から配給を受け一部は本會に於て購入し、必要に應じて各機關に分配したると、各病院產院等に於て自ら調辨したる器械材料等と、相俟つて當面の需要を満した。忽卒の際であるから勿論一般設備に於て多少の欠點はあつたと雖も、患者の診療には充分の施設を加ふる事に向て、最善の努力を續けたのである。

震災後電車電話の如き交通通信機關は、何時復舊するや容易に豫知するを得ざる情況の下に於て、一方事業の計畫遂行に伴つて、各方面への交渉連絡、材料の調辨配給等は、最も迅速確實を要する際に當つて、最も必要なものは自動車であつた。

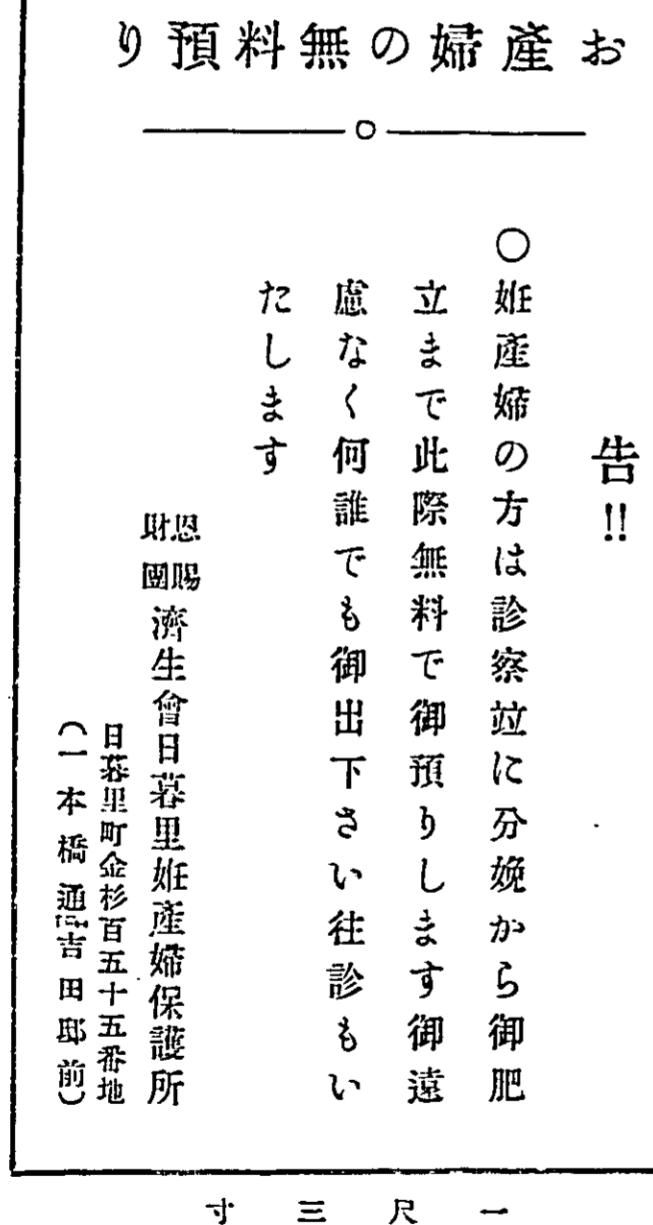
本會は九月末自動車客車十三臺、貨物自動車二臺、サイドカー一臺、自轉車十二臺を購入し、其他臨時震災救護事務局から自轉車十五臺を借用し、本部及各病院產院等に配屬して之が用に供した。

第六節 事業周知策

各診療機關の新設擴張に伴つて、之を世人に周知せしむる事も、救療の目的を達する上に極めて緊要の條件である。之に向つては各機關自己の努力の外、本部に在つては情報部の業務として各種の手段を盡した。即ち最初の時期には新聞に廣告を出し、又新聞・通信社と連繫を計つて本會の事業を記事として發表した事もある。大なる宣傳ビラを調製して、診療機關の所在地附近を始め、遠近の交通頻繁なる地點を撰んで之を貼布したる數は數千枚にも及んだ。然るに此宣傳ビラは雨に打たれ、風に剥がれ、時としては又有意無意の人々に破られて、間もなく消失するの欠點あるを以て、次には小形の宣傳ビラを印刷して、診療機關を中心としたる附

近の家々に配布し、又半永久的に廣告板を調製して、所在地警察署の認可を受け各所の主要道路の交叉點等、人目を惹き易き地點に之を建てた。今是等の宣傳ビラ等の例を擧げて見ると次の如きものがあつた。

貼布用大型宣傳ビラの一例（百地赤字）



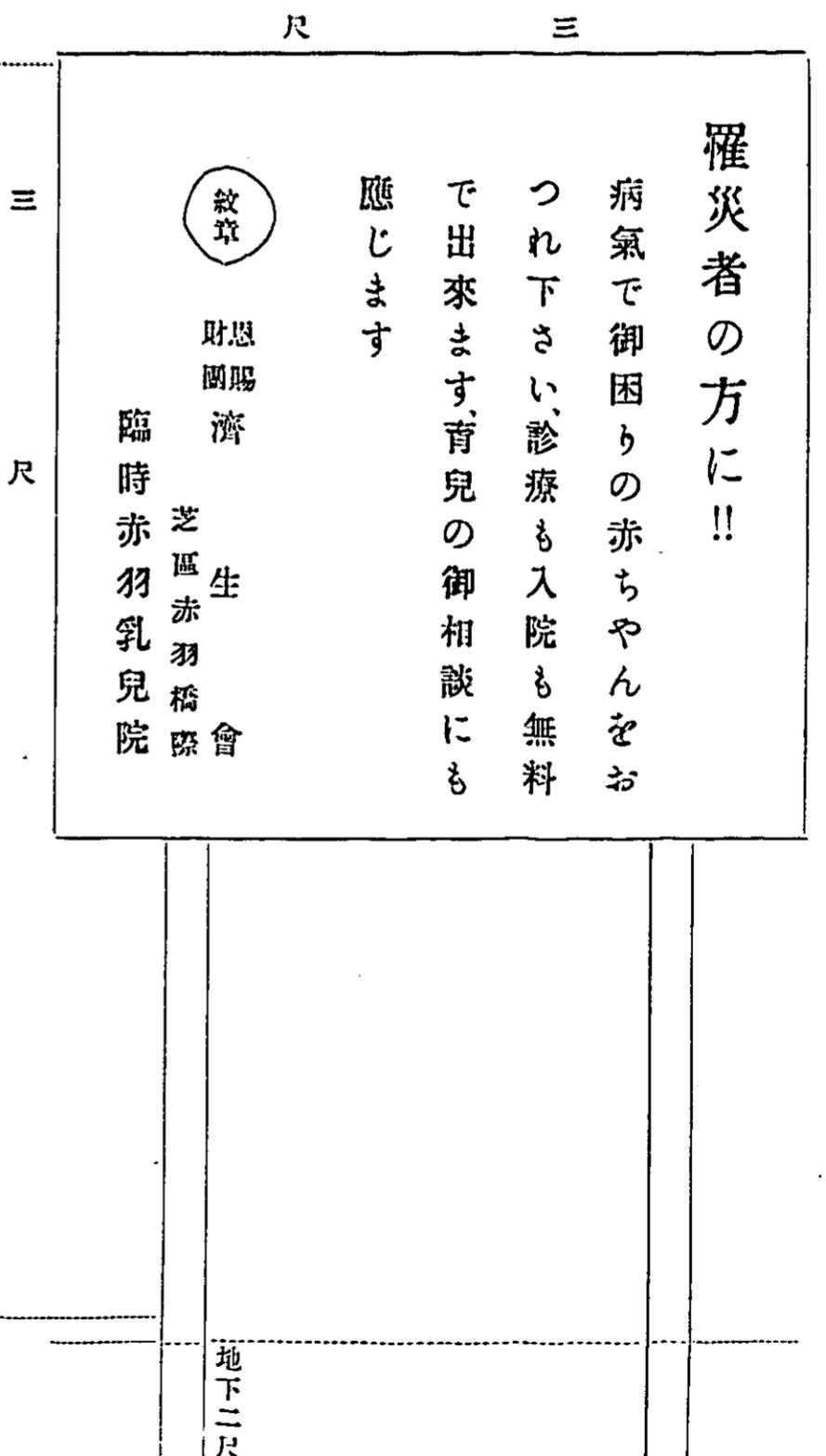
廣告板の一例

亞鉛板白地黒字紋章著色

八四

罹災者の方に!!

病氣で御困りの赤ちゃんをお
つれ下さい、診療も入院も無料
で出来ます、育児の御相談にも
應じます



配布用小型印刷物の一例

(堅五寸)

■無料でお産を取扱ひます

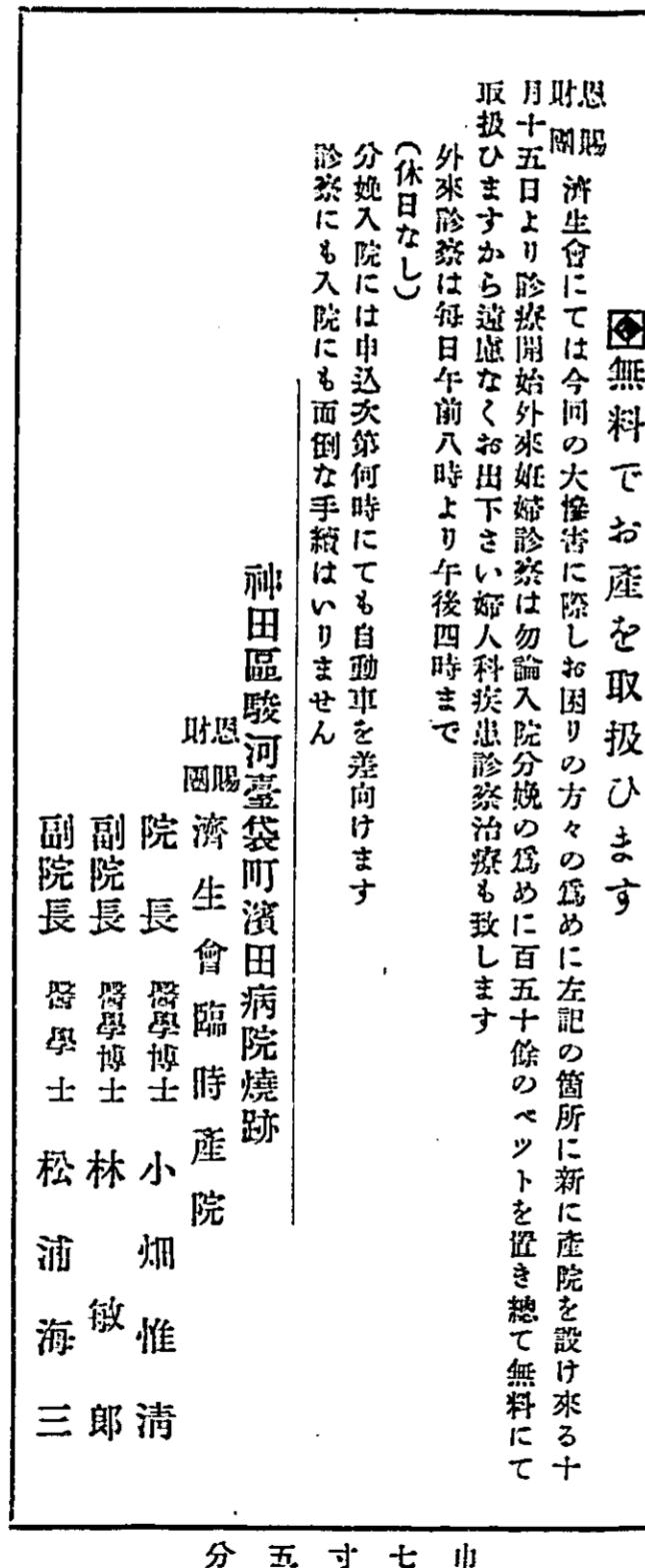
財恩賜濟生會にては今回の大惨害に際し困境の方々の爲めに左記の箇所に新に產院を設け来る十月十五日より診療開始外來妊婦診察は勿論入院分娩の爲めに百五十餘のベットを置き總て無料にて取扱ひますから遠慮なくお出下さい婦人科疾患診察治療も致します

外来診察は毎日午前八時より午後四時まで

(休日なし)

分娩入院には申込次第何時にも自動車を差向けてます

診察にも入院にも面倒な手續はいりません



分五寸七巾

診療機關の位置を掲示する爲には看板を門前に懸げたるのみにては容易に發見し難きを以て、稍遠方より通視し得る如く高く本會の會旗を掲揚した。會旗は白地に藍色の縁を取り、上部に本會の紋章を紅色に染め出し、其下に各機關の名稱を黒字に現はしたものである。

第四章 救療作業の實施

第一節 診療機關の作業期間

臨時救療事業施行の案は九月十三日の臨時役員會に於て決議せられ、大正十二年九月一日以降翌十三年六月末迄を施行期間と定め、其間震災救療に関する總べての機關の名稱に「臨時」の二字を冠せしめ、其作業を臨時事業として本會經常の事業と明に區別した。

既存の機關は概ね震災第一日から始め、又既存焼失したる機關及新設諸機關は其施設の完成を待ち、一部は既に應急的設備の間から、努めて早く作業を開始した。今各診療機關の各月現在數を調査して見ると左表の如く、大正十二年十月から俄に其數を増し、同年末から翌年一月に於て最も多數に達し、爾後漸次減少しつゝ六月末に至つて居る。

診療機關各月現在數調査表

	機 關 別	月 別	震災前											
			九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	
合	直 轄 外 來 診 療 所	收 容 機 關	二	二	二	二	九	五	三	六	三	二	一	一
	巡回診療機關	八	六	三	五	九	三	五	六	四	三	一	一	一
	東京府委託診療所	三	二	二	八	九	四	六	五	四	三	一	一	一
計		六	二	三	五	九	三	五	六	四	三	一	一	一

第二節 各機關の作業統一及職員の服務

患者の取扱其他各診療機關の作業の統一及相互の連繫を圖る爲めには病院長會議及診療所長會議等、各機關の首長を召集して屢々意見を交換し、相互の利用扶助に努めた。

職員の服務は九月十月の兩月には一般に公休日を停止して連日奮闘した。十一月から職員交代に一週一日の公休を許可し、翌年一月から略平常の服務状態に入ることを得た。

第三節 従業員の精神振作

診療從事員は何れも本會成立の趣旨、臨時救療事業の精神を體得して、各其本分を盡すに熱心であつたが、多數の中には或は患者の取扱に於て、或は事務の整理に於て、多少の批難の無いでもなかつた。本部では最初から此點を顧慮して、當事者の精神の振作、事故の豫防等に向つて、各首長の監督に依頼したる外、次の如き二三の手段を盡した。

一、標語

「患者には親切に
言葉は叮嚀に
物事は迅速に」
と云ふ標語を撰んで印刷に付し、之を各機關に配布して見易き場所に貼布した。

二、監督

一時に多數の外來診療所を設けた際には、三名の巡視員を毎日巡視せしめて、業務の連繋を兼ね其監督に當らしめた。

三、精神講話

赤羽、麹町の兩病院及駿河臺產院では、主として看護婦産婆其他直接患者に接する者の爲めに、社會奉仕的精神を鼓舞激励せむとして、有名なる賀川豊彦氏を煩はし、大正十三年一月から二月に亘り、各一乃至二回精神講話を行つた。他の機關には之を及ぼすの餘力が無かつた。

四、活動寫真撮映

皇后陛下本會各病院產院に行啓あらせられたる當時の光景を活動寫真に拜寫して、後日患者に拜觀せしむると共に、職員にも拜觀せしめて至仁至慈なる御恩召を肝銘せしむるの資料とした。

五、明治神宮參拜

大正十三年五月三十日本會創立紀念日には、本部の職員及各病院の代表者を集め、明治神宮に參拜して、先帝陛下の大御徳を追慕し奉り、本會設

立の本旨を一層深く感銘するの機會を與へた。

九〇

六、本會徽章の佩用

本會の徽章は茲に云ふ迄もなく、故總裁 貞愛親王殿下より下賜せられたる御詠の趣旨を表象して、制定せられたるものである。當時此徽章に對して、其表現する本旨を自覺し、且外部に對する職員の自重心を涵養するの目的を以て、小型の金屬製徽章を調製し、職員全部に貸與して、其作業衣に装着せしめた。

七、幹部の視察

臨時救濟部の總裁以下各幹部は、機會ある毎に努めて各診療機關を視察し、業務遂行の實況を監察すると同時に、従業員の慰問激励に注意を拂つた。

八、會長以下の巡視

會長以下高級役員の巡視に就て茲に述ぶるは倫を失するかも知れないが、其職員の精神振作に與へたる影響は頗る大なるものがあつたから、其

結果より見て本章に列舉して置くこととした。

九月一日 震災の起るや間もなく、蜂須賀副會長は本部及本會病院を見舞ひ、親しく罹災の現況を視察した。

九月八日 北里醫務主管は本部に來り、本會罹災前後の措置を聽取した。

九月十三日 德川會長、蜂須賀副會長は本會病院に至り、罹災の情況を視察した。

九月二十日 德川會長は理事長を隨へて横濱に至り、本會救療機關罹災の状を視察した。

十月十八日 德川會長は駿河臺產院に至り、救療實施の状を視察した。

十一月十三日 同月十七日及二十一日の三日に亘り、德川會長、蜂須賀副會長、柿沼理事は二三の部長を隨へて、東京内外の診療所、診療班、妊娠婦保護所等を順次巡視し、従業員を勵まし、患者を慰問した。

十二月三十日 久米評議員は東京内診療所及診療班を巡視して、年末に於ける救療の實況を視察した。

大正十三年三月七日 德川會長、蜂須賀副會長は赤羽乳兒院の救療作業を視察した。

其他會長、副會長、北里醫務主管、小橋事務取扱等は高貴の行啓、台臨に際しては各病院產院に先行して御出迎申上げたるは勿論、以上列記せる以外時に各機關を視察したる人及び其事實の報告に漏れて居るのか、尙ほ他にもあつた模様であるが茲に之を審にするを得ざるは遺憾とする處である。

第四節 救療材料補給作業

救療材料の補給は軍隊に於ける輜重に比すべきか、之が圓滑を缺けば忽ち作業の推進を阻むを以て配給部の活動は殊に繁忙を極めた。

病院産院等に於て自ら調辦したる一部の材料を除きては本會の購買に係る物と、臨時震災救護事務局から受けたる物とを問はず、器械器具薬品消耗品其他一切の救助材料は悉く配給部の手を経て各機關に配布せら

れた。

東京市内外にては毎日自轉車使を馳せて各所の請求を徵し、翌日貨物自動車に積みて配達するを常則とした。神奈川、千葉の兩縣下に向つては稍々長期の需要を見越して請求を徵し、或は汽車汽船便を利用し、或は直接自動車にて搬送した。

當時交通通信は極めて不便であつて、殊に臨時診療班の如きは、多くは道路の狹隘なる場末の細民住地にある爲め、自動車も容易に進入するを得ず、一定の地點から人夫を使役して搬入したる場所もあつた。

配給の最も繁忙を極めた大正十二年末の頃には二噸積及一噸積の貨物自動車各一輛を以て、早晩より黄昏に及び、一日十箇所乃至二十六箇所、平均十八箇所強の機關に配送を行つて居る。

震災後材料を得るに困難したる爲め、豫め必要品を充分に準備蓄積して之を分配する事を得ず一方には得るに從つて配給を計畫し、他方には請求に従つて材料調辨に努め、作業の混雜を來した事一方ならず、應急的施

設を以てして而も経費の節約と、救療の潤澤とに苦心せし當時の情況を察するに足るものがある。

第五節 取扱患者の撰擇

診療機關の取扱患者は最初の間は平素の治療券制度を停止して、一齊に無制限施療とした。震災後未だ秩序の恢復せざる時期に於て當然の措置であり、將又止むを得ざる手段であつた。然るに罹災地の秩序も恢復し來り、開業醫家も漸次復興し来るに及んでは、下層の窮民を先にすべき救療の本旨と一方我が診療機關の能率とを顧慮して、取扱患者に制限を加ふるの必要を認めて來た。

本會は這般の情況に應じ、年末から翌年三月に至る間に於て、東京市内外に散布しありたる四十一箇の臨時診療班を撤廢し、之に代ふるに巡回看護班を組織し、必要區域を巡回せしめ、其目的の一として無告の病者を拾はしめることとした。又二月末に至り直轄の諸機關には、患者待合室に

「本會は資力の無い患者で治療の道に困つて居らるゝ方々を御救ひするものが本旨ですから資力があつて他に治療の道のある方々は此際お氣の毒な人々の爲めに御遠慮下さる事を希望します」

と云ふ趣旨の掲示を出して、當時稍救療に慣れ、相當の資力あるにも拘らず、一部無資力者の席を壅塞するの觀ある患者に對し、其自發的退避を圖つた。更に東京市内に於ては、四月から治療券制度を復活して、之が發行を東京市社會局各方面委員、各警察署及び巡回診療班及巡回看護班に委ね、一小部は固定機關にも持つて居つて、患者の生計情態を調査したる上困窮の狀ある者を撰んで取扱ふこととした。其標準は震災前より幾分寛にして、凡そ一家の月收六十圓内外とし、其家族數に應じて取捨に多少の餘裕を存することとした。

二月から三月に亘り、東京市内の救療機關の漸次減少して、其後に殘つた本會病院診療所等に、一時殺到的に來集したる患者は、右の治療券制度に依つて四月以降漸次減少したるも、尙震災前の狀況に比すれば常に二倍